六　それらの局が設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局であるときは、それらの局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局を現に開設し、運用する者であること。	［新設］
七　それらの局が設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局であるときは、それらの局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は陸上移動中継局を現に開設し、運用する者であること。	［新設］
八　［略］	六　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の二十三の七に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

第三条　この省令の施行の日前に技術基準適合証明等を受けた無線設備（技術基準適合証明等を受けたとみなされるものを含む。）であって、次の表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の二の欄に掲げる周波数を使用する同表の三の欄に掲げる無線設備は、当該技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の四の欄に掲げる周波数の電波を送信する無線設備であって、同表の五の欄に掲げる技術基準に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

一　占有周波数帯幅の許容値	二　周波数	三　無線設備	四　周波数	五　技術基準
三MHz	七一五MHzを超え七一八MHz以下	無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数	第二条の規定による改正後の無線設備規則（以下この表において「新設備規則」という。）第四十九条の二十三の七第一項及び第二項に規定する技術基準
二〇〇kHz	七一五MHzを超え七一八MHz以下	無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数	新設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項に規定する技術基準
一・四MHz	七一五MHzを超え七一八MHz以下	無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数	新設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項に規定する技術基準

第四条　この省令の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項第十一号の十九の無線設備、同項第十一号の十九の二の無線設備及び同項第十一号の十九の三の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ第三条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項第十一号の十九の無線設備、同項第十一号の十九の二の無線設備及び同項第十一号の十九の三の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。